

八王子市テニス連盟会則

第1章 総則

- 第1条（名称） 本連盟は、八王子市テニス連盟と称する。
- 第2条（所在地） 本連盟の事務所は、財務担当宅とする。
- 第3条（目的） 市内におけるテニスの振興を図り、市民の健全な心身の発育と明るく豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。
- 第4条（事業）
- 1) 目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1.各種大会などを主催又は、主管（受託事業）する。
 - 2.派遣大会（都民大会など）へ八王子市代表選手の派遣及び選考する。
なお、代表選手選考については、理事会で協議を行い、決定する。
 - 3.その他、総会にて決議された1.及び2.以外の事業。
 - 2) 総会にて決議された各種大会などは、それぞれ実行委員会を設置し、副理事長・理事が担務する。
 - 3) 運営費については、総会にて決定し、参加費、その他の収入を以って賄う。

第2章 会員

- 第5条（会員）
- 1) 3条に定める目的に賛同し、かつ目的達成に見識を備えた市内で活躍するアマチュア団体とする。なお、市内在住・在勤者・在学者は10名以上の組織とする。
 - 2) 会員となるには、加盟申込書に団体名、所在地、代表者、会員名簿、人員構成、その他必要事項を記入し、総会にて承認を得ることを原則とする。ただし、総会開催後に加盟する場合は、理事会の承認を得るものとする。
 - 3) 総会または理事会にて承認が得られた団体は、速やかに会費を納めることとする。
 - 4) 継続して加盟する場合でも、加盟申込書は毎年3月15日～3月31日までに連盟に提出すること。また、継続する場合は4月に開催する総会に代表者または代表者代理が出席することとする。なお、欠席の場合は退会扱いとする。
また、総会開催日には年会費を納入すること。なお、新規団体も同様として、入会金と年会費を納入すること。
 - 5) チームトーナメント及び市民体育大会（男子・女子・壮年・壮年女子）については、3月31日までに提出した会員名簿で行う。市民体育大会（ミックスダブルス、シングルス）及びクラブ対抗戦について、会員名簿に追加・削除の必要がある場合は8月15日～8月31日までに変更した会員名簿を提出することとする。

- 第6条（退会） 本連盟を退会しようと思う者は、所定の書式により申し出ることとする。
- 第7条（警告・除名） 会員で本会則に違反するか、本会の対面を傷つける行為を問う行為があったときは、理事会の決議を経て、警告・除名することができる。

第3章 会計

第8条（経費） 本連盟の経費は、会費、補助金及び助成金、大会収入などを以って支弁する。

第9条（入会金・会費）

- 1) 入会金は、1団体 ¥6,000とする。
- 2) 年会費は、1団体 ¥6,000とし、年度途中の入会でも¥6,000とする。
- 3) 納入済みの入会金及び会費は、いかなる理由によっても返還はしない。

第10条（会計）

- 1) 会計年度は、毎年4月1日～翌年3月末日までの期間とする。
- 2) 予算及び決算は、年1回、会員に報告する。

第4章 役員

第11条（役員）

- 1) 本会に次の役員を置き、任期は3年間とする。ただし、再任を妨げない。
会長1名、副会長3名以内、理事長1名、副理事長3名以内
理事若干名、監事1名
- 2) 前項に定めるほか、名誉会長、顧問を置くことができる。

第12条（役員選出および任務）

- 1) 会長は会員の内より、総会に推挙し本会を代表して会務を総括する。
- 2) 副会長は会長が推挙し、総会がこれを承認するものとし、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3) 理事長は会務執行に当たり、必要に応じ理事の中より副理事長を設け、分担して業務を遂行することができる。
- 4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 5) 理事は総会において会員の中から推挙し、会長が委嘱する。理事は総会の決議事項を執行し会務を処理する。
- 6) 監事は総会において会員の中から推挙し、会長が委嘱する。監事は本会の会計を監査し、総会にて意見を述べる。

第5章 会議

第13条（総会）

- 1) 定時総会は毎年4月に開催し、その議事を審議する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
 - ① 前年度の事業報告ならびに決算報告
 - ② 新年度の事業計画ならびに収支予算計画
 - ③ 役員に関する事項
 - ④ 加盟団体の入会・退会・除名に関する事項
 - ⑤ その他の事項
- 2) 議長は、会長が行う。
- 3) 総会は過半数以上の加盟団体（団体代表）の出席が必要で、委任状を以って決議に参加できる。ただし、可否同数の時は議長がこれを決する。

第 14 条（理事会） 理事会は、理事をもって構成し、総会の決定事項を処理する。理事会は、その必要がある時、理事長が招集し、議決は理事役員の 3/4 以上の賛成により決定する。

第 6 章 雑則

第 15 条（付則）

- 1) 本則は昭和 58 年 1 月 1 日より施行する。
- 2) 平成 5 年 4 月第 8 条年会費改定。
- 3) 平成 7 年 4 月第 11 条副会長定員改定、および再選事項追加。
- 4) 平成 19 年 4 月第 12 条理事長の任務追加。
- 5) 平成 23 年 6 月改正。
- 6) 平成 24 年 4 月改定。（定時総会の開催時期変更）
- 7) 平成 25 年 4 月 第 5 条について改定。

八王子市テニス連盟事務分掌

別表 1

役職・担当	事務分掌
会長	連盟全体の運営にかかわる決定および承認に関する事 連盟の代表として、対外行事・市民行事等への参加に関する事 総会の招集に関する事 副理事長・常任理事の推薦に関する事 八王子市教育委員会および八王子市体育協会との連携・調整に関する事
副会長	会長の補佐および代行に関する事
理事長	連盟の運営を統括する常任理事会の招集に関する事 副理事長・常任理事の推薦に関する事
副理事長	会長・理事長からの特命事項に関する事 理事長の補佐および代行に関する事
理事	理事長の補佐に関する事 当日の運営（連盟主催大会・市民大会）に関する事
監査	会計監査・承認に関する事

理事は下表にある、いずれかの担当に属するものとする

別表 2

担 当	事務分掌
総務担当	八王子市テニス連盟の組織に関する事 総会・理事会の開催・資料準備・議事録の作成に関する事 規約等の改訂の提案・役員の推薦に関する事 加盟団体の管理に関する事 上部団体との渉外に関する事
財務担当	予算・決算案の作成に関する事 支出・収入の管理に関する事 各種大会の収支把握および収支決算に関する事
広報担当	ホームページの作成・更新に関する事 八王子市テニス連盟への問い合わせに対する、各担当への連絡に関する事 各種大会案内・結果報告などをホームページへの公開に関する事
事業担当	事業計画の立案に関する事 各種大会運営に伴う、コートの確保・調整に関する事 各種大会の大会要項作成・参加受付・ドロー会議などに関する事 各種大会の大会用品、用具の準備・管理に関する事 各種大会の運営（連盟主催大会・市民大会）に関する事 各種大会の結果の広報担当への報告に関する事 各種派遣大会への派遣選手の決定・参加申込みに関する事 派遣大会結果報告に関する事
八王子市体育協会 担当	八王子市体育協会との渉外に関する事 八王子市体育協会運営委員会への出席に関する事 八王子市体育協会運営委員としての活動に関する事 八王子市体育協会への各種申請・届出に関する事